

被扶養者認定事務変更詳細

1. 認定基準の変更点

	変更部分	現行	変更後								
a	学生の提出書類省略基準	20歳以上の場合 ・学生証の提出要 ・住民票の提出不要 ・(収入有の場合) 給与明細等の収入 確認資料の提出要 ・(収入無の場合) 非課税証明書の 提出不要	<table><tr><th>年齢※</th><th>提出資料等</th></tr><tr><td>22歳以下</td><td>・ <u>学生証の提出不要</u> ・ 住民票の提出不要 ・ (収入有の場合) <u>「被扶養者異動届」への収入額の記入のみ</u> ・ (収入無の場合) 非課税証明書の提出不要</td></tr><tr><td>23歳以上 25歳以下</td><td>・ 学生証の提出要 その他は22歳以下の学生基準に準じる。</td></tr><tr><td>26歳以上</td><td><u>学生としての取扱いを行わず、一般基準に準じる。</u></td></tr></table>	年齢※	提出資料等	22歳以下	・ <u>学生証の提出不要</u> ・ 住民票の提出不要 ・ (収入有の場合) <u>「被扶養者異動届」への収入額の記入のみ</u> ・ (収入無の場合) 非課税証明書の提出不要	23歳以上 25歳以下	・ 学生証の提出要 その他は22歳以下の学生基準に準じる。	26歳以上	<u>学生としての取扱いを行わず、一般基準に準じる。</u>
			年齢※	提出資料等							
			22歳以下	・ <u>学生証の提出不要</u> ・ 住民票の提出不要 ・ (収入有の場合) <u>「被扶養者異動届」への収入額の記入のみ</u> ・ (収入無の場合) 非課税証明書の提出不要							
			23歳以上 25歳以下	・ 学生証の提出要 その他は22歳以下の学生基準に準じる。							
26歳以上	<u>学生としての取扱いを行わず、一般基準に準じる。</u>										
※翌3月末時点での年齢											
b	専門学校生の取扱い	学生としての取扱いを行わない。	学生として取扱う。								
c	収入比較対象者の収入確認資料の提出について	提出要	(新たに被扶養者の資格取得申請を行う場合) <u>収入比較対象者がすでに被扶養者である場合は提出不要。</u>								
d	被扶養者の住民票上の住所	提出不要	<u>住所コーディングシートでの提出要</u>								
e	給与収入者の収入証明書類の提出について	直近3か月分の給与明細、源泉徴収票等の提出要	・ <u>収入証明書の提出要</u> ※ただし、必要項目を満たした直近3か月分の給与明細で代用可。(収入証明書類一覧P.1参照) ・ <u>源泉徴収票提出不可</u>								
f	配偶者および「子」の住民票の提出について	以下に該当する場合 提出要 ・ 被保険者と姓が異なる ・ 20歳以上の「子」かつ、学生でない	<u>提出不要</u> ※ただし、姓が異なる場合、「被扶養者異動届」余白部分に相違理由を記入								

2. その他

a. 認定基準の移行措置

2018. 11. 15 健康保険組合受付分までは、収入証明書類は、現行基準、変更後基準どちらか一方の基準を満たしている場合、承認することとします。

b. 住所コーディングシート

「被扶養者異動届(旧帳票の場合も含む)」提出時、2018. 10. 19 健康保険組合受付分から**住所コーディングシートの提出が必須**となりますのでご注意ください。

住所コーディングシート、収入証明書は《健康保険組合HP - 申請書ダウンロード》から利用できます。